

ナイトタイムエコノミー推進事業運営業務委託 仕様書

1 業務名

ナイトタイムエコノミー推進事業運営業務

2 業務の目的

本委託業務の目的は以下のとおりである。

- ① 夜間の賑わいを創出し、市内消費を拡大することで、持続的なナイトタイムエコノミーの推進を図ること。
- ② 「けやきライトパレード」との相乗効果を活かしつつ、大通りに面していない店舗にも観光客をはじめとした人の流れを呼び込むなど、周辺エリアにその効果を波及させること。
- ③ 食をはじめとした和歌山市の魅力を広く市内外に発信し、地域ブランド力の向上につなげること。
- ④ 一過性のイベントにとどまらず、ウォークアブルなまちなかの理想的な未来像を試行する社会実験として取り組み、その成果を次年度以降に継承・発展させる基盤を形成すること。
- ⑤ 本市における観光コンテンツとしてのけやきライトパレードの全国的な認知率向上を図ること。

3 業務発注の経緯

本年で3回目を迎えるけやきライトパレードが、南海和歌山市駅まで延伸し、日本一のイルミネーションストリートが更なる進化を遂げるにあたって、本市として、民間主導の本パレードが全国的に認知され、今後の本市観光産業に大きく貢献する市を代表する観光コンテンツに成長させるとともに、けやきライトパレードと相乗効果のある形で、観光客をはじめとする人の流れを創出し、夜間の賑わい創出や市内消費の拡大など、ナイトタイムエコノミーの推進を図る必要があることから、委託業務を発注する運びとなった。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 ナイトタイムエコノミー推進事業概要

(1) 開催内容

けやきライトパレードのライトアップ時間帯を中心に、夜間の賑わい創出や市内消費の拡大に貢献するなど本委託業務の目的に合致するイベントを複数回実施する。なお、実施するイベントには、「食」の要素を必ず取り入れることとする。

※現段階で、想定しているイベントは下記のとおり（あくまで例示列举であり、提案者により実施イベントを選択・提案可）。

- ア 食や雑貨などのマルシェイベント
- イ 職人の技術などを体験できる参加型イベント
- ウ ログイニングやウォークラリーなどのイベント
- エ バルやバーホッピングなどのイベント

なお、本委託業務において実施する事業は、一種類のイベントに限定する必要はない。業務の目的に合致していれば、提案者の判断により複数のイベントを組み合わせで実施してもよい。この場合、全てのイベントに食の要素を含める必要はなく、同一時間帯に開催されるイベントのうち、いずれかに食の要素を取り入れていれば仕様を満たすものとする。

（２）開催予定時期

契約締結日（2025 年 11 月下旬から 12 月上旬を予定）以降、けやきライトパレード開催期間である 2026 年 2 月 28 日（土）までの間で、市と提案者が協議の上決定した日に実施すること。

※発注者としては、県外からの誘客など本業務の目的に鑑み、1 日だけのイベントを想定しておらず、複数日に渡って事業が展開されることを期待しているところである。具体的な開催予定日程については、集客見込み等も踏まえて、企画提案の中で、提案者から提案されたい。

（３）開催予定場所

けやきライトパレードが実施される通り沿いの道路空間や公共空間、周辺の施設（和歌山駅前商店街、和歌山城西の丸広場、城前広場、和歌山市駅前広場、和歌山城ホール前広場など）を想定しているが、提案者は発注者である和歌山市と協議の上、開催場所を決定する。

※けやきライトパレードと相乗効果のある場所であれば、提案者において、上記以外の場所を提案することも可能。

※各施設の使用申請については、発注者の和歌山市も情報提供や相談は行うものの、最終的な申請作業については、原則として提案者において実施するものとする。

（４）開催方法

委託業務の開催手法については、原則として、法律に抵触し、公序良俗に反しない限りにおいて自由であり、提案者の創意工夫により実施すること。ただし、本委託業務の目的にも照らし、次の要件を満たすものでなければならない。

- ア けやきライトパレードと相乗効果のある内容とすること
- イ 市内の夜間消費が拡大される取組とすること
- ウ 21 時以降、大きな音を出すイベントは実施しないこと

6 業務内容

本委託業務の目的や経緯を十分に把握し、ナイトタイムエコノミー推進事業概要を基に以下の業務を実施する。

(1) ナイトタイムエコノミー推進事業の企画

ア 市の業務の目的等を理解し、より魅力的な内容となるよう企画立案（当日、悪天候等により実施できない場合の代替案の提案を含む）を行うこと。

イ 本委託業務は、観光客及び市民を対象に実施するものであるが、目的達成に向けた最もふさわしいターゲットは提案者において設定を行うこと。

(2) ナイトタイムエコノミー推進事業の運営

ア 委託業務を実施するにあたり、市と十分協議・調整を行うこと。

イ 委託業務の実施にあたっては実施スケジュール（準備段階を含む）と運営マニュアルを作成し提出すること。運営マニュアルは、人員配置、会場レイアウト、緊急時連絡先を含む内容とすること。

ウ イベント実施に必要な会場の借上げや資機材等の各種手配、事務手続き、設置及び撤去を行うこと。

エ 出店者が調理を行う場合、調理に必要な火気器具等は、出店者が準備するものとする。

オ イベントの円滑な運営に必要なスタッフを適切に配置すること。

カ イベント開催中は運営責任者が常駐し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。

キ 当該イベントに対する適切な保険に加入すること。

ク イベント実施に関して必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、提案者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、提案者の負担とする。

ケ 事故防止対策等安全に配慮すること。

コ 雨天時の突発的なトラブル時の対策（中止の場合も含む）など危機管理について配慮すること。

サ イベント運営に必要な関係者と連絡調整を行い、円滑なイベント運営に努めること。

(3) ナイトタイムエコノミー推進事業の広報

県外から誘客を図るため、イベント開催前から積極的かつ効果的な広報活動を展開すること。

(4) ナイトタイムエコノミー推進事業の効果測定

ア 開催期間中は来場者、出店者のアンケートを取り、結果を報告すること。アンケートの実施に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫すること。（内容については市と協議すること。）

イ イベント実施後に経済効果算定書を提出いただくにあたり、経済効果の算定方法やその考え方を、あらかじめ企画提案書の中で示しておくこと。

7 本市からの委託業務の効果を増進させる自主事業について

委託業務に関連して、提案者は委託業務以外に自主事業を実施することができる。自主事業の内容や委託業務との関係性については以下のとおりとする。

- ① 自主事業とは、ナイトタイムエコノミー推進事業の目的に合致する範囲において、提案者が主体的に企画・運営し、その経費を自ら負担して行う事業をいう。自主事業の内容、収支についても企画提案書に明示すること。なお、自主事業は本市からの委託業務とは収支等についても区分し、提案者の責任において実施するものとする。この場合においては、本市からの委託業務に関して締結する委託契約書とは別に覚書等を締結する。
- ② 委託業務の実施に関連して、協賛金や出店料等、提案者が自ら収入を確保することができる。当該収入は市に帰属せず、提案者の責任において管理するものとする。ただし、収入については、自主事業の財源に全額充当し、本市からの委託業務の収支に算入しないこと。
- ③ 評価にあたっては、本市からの委託業務及び自主事業の内容から総合的な評価を行う。

8 提出書類

- (1) 契約締結後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ア 業務計画書
- イ 実施スケジュール

- (2) 遅くともイベント開催2週間前までを目途に、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 運営マニュアル
- イ 会場レイアウト図
- ウ 広報用制作物の版下データ（PDF形式）

- (3) 委託業務を終了したときは、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 委託業務完了届
- イ 実績報告書
- ウ 収支報告書

※自主事業を企画・実施した場合は、和歌山市からの委託により実施した部分と区別し、その金額と内訳を記載すること。

- エ 経済効果算定書
- オ 記録写真
- カ その他広報用制作物等本委託業務で作成、入手した資料等

- (4) 上記、提出書類のデータ一式

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山市個人情報保護条例・同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 委託業務実施に係る留意事項

(1) 基本事項

ア 受託者は実施内容を市と十分協議し、業務計画書を作成したうえで市の承認を得て企画運営業務を行うこと。

イ 受託者は、業務の執行にあたり、市と定期的な打合せを行うこと。

ウ 市との協議を進めるにあたり、担当者1名と補助者1名を選任すること。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託することができる。なお、再委託の相手方についてはできる限り市内事業者を活用するよう努めること。

イ 受託者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、和歌山市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、和歌山市暴力団排除条例（平成23年和歌山市条例第28号）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。

ウ 受託者は、委託業務を再委託に付する場合は、上記9業務の適正な実施に関する事項の（1）及び（2）の事項について、再委託の相手方に遵守させるとともに、その責任は受託者が負うものとする。

11 その他

(1) 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。また、本委託業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

(2) 本委託業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して企画業務の進捗状況につ

いて報告を求めることができることとする。

- (3) 委託業務の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。
- (4) 本委託業務における制作物について、本市による無償の二次使用（ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等）を認めること。
- (5) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。